

各府省庁の自己点検結果の要求・要望への反映状況

補助金・基金

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【内閣府】

- 「各府省における要求・要望に向けた自己点検」における「国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」」に基づき、補助金全56件、基金全7件について、自己点検を実施
- 効果検証の強化による成果に基づく制度運用への転換、政策目的と事業内容との関連の強化、事業構造や仕組みの改善などに重点を置きつつ、令和9年度要求・要望を実施

<地域未来交付金>

- 地域未来戦略に資する取組を重点的に支援するため、「地域産業クラスター計画」や「地場産業成長プラン」に掲載された事業は、優先採択するなどの仕組みを構築
- 新たな支援内容については、「点検の視点」に留意しつつ、対象事業や事業規模等の具体的な内容を検討

<沖縄振興交付金事業推進費>

- 事業の実効性をより一層向上させるため、複数年継続している事業で前年度の成果目標未達成のものについては、外部有識者からの評価の活用も含め、未達成の要因分析、改善策の検討などの効果検証のプロセスをより徹底

<女性活躍促進に向けた取組に必要な経費>

- 地方公共団体によるアウトカム目標の設定・効果検証の徹底と透明性の確保、日本成長戦略を踏まえ成長戦略17分野における女性人材の育成・登用等の重点メニュー化、NPO等への委託を要件とした重点メニューの廃止、申請書類等の簡素化による自治体負担の軽減 等

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について 【警察庁】

○ 自己点検の取組と、R9年度要求・要望へのその反映の取組

〈補助金〉

警察庁においては、都道府県警察に要する経費の一部について補助しているものの、これは、治安責任を国と地方で応分に負担する考えのもと、治安水準の均衡を図る趣旨で実施しているものであり、目的が明らかであることから、都道府県警察の裁量は存在しない。

一方、治安課題が著しく専門化・高度化・広域化する中、警察を取り巻く環境は一層厳しいものとなっている。

このような情勢を踏まえ、警察庁においては、自己点検や外部有識者による点検を通じて、政策の効果検証等を行い、リソースの集約及び業務の更なる高度化・効率化・合理化を推進するなどの見直しを行った。

〈基金〉

警察庁が所管する基金はない。

○ 自己点検結果のR9年度要求・要望への反映の具体例

〈都道府県警察費補助金〉

- ・ 警察用車両の維持管理などに要する経費の見直しを実施（▲24.7億円）
- ・ 回線経費の見直し等を実施（▲5.7億円）

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【金融庁】

- 政府全体の「補助金の点検・見直し」の取組について、金融庁においては行政事業レビュー「公開プロセス」を活用して所要の点検を実施。

事業名：地域企業経営人材マッチング促進事業

事業概要：都市部から地方の中堅・中小企業への人の流れを創出・強化するため、人材データベースを構築し、地域金融機関が人材マッチングを実施するとともに、経営人材を採用等した地域企業に給付金を支給する。

公開プロセスにおいて踏まえられた「点検の視点」：①効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき
②政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき

有識者からの主な指摘事項と見直し方針

- 本事業は、地域金融機関を通じた支援により地域企業の経営力強化等に資する取組として意義が認められるが、他方で、他の類似事業との関係において、本事業の特徴や役割をより明確にする必要がある。
→本事業と他の類似事業の関係について、本事業の特長や役割を分かりやすく周知・広報するため、関係省庁とも連携した周知広報を実施していく。
- 本事業の効果については、マッチング件数といった定量的指標に加え、他事業との重複状況の有無も検証しつつ、金融機関を介した支援に対する信頼や安心感の醸成といった定性的側面も含めて把握する必要がある。その際、定着率等も含めた成果指標の高度化や事後的な追跡調査、事例の収集・分析を通じて実質的な効果を検証することが重要である。
→本事業の政策効果を検証するための手法について検討し、関係省庁とも連携しながら、令和9年度レビューシート作成までに成果指標の更新を検討していく。
- また、更なる費用対効果向上の観点から、マッチング後のフォローアップの充実等の取組の強化や、予算配分の在り方について検討の余地があるとともに、地域間の実績のばらつきの要因分析や、データベース整備の在り方を含め、事業運営の効率性や合理性の確保について検討が必要ではないか。
→事業運営の効率性や合理性の確保を前提として、令和9年度当初予算について、データベース利用者の増加を重視しつつも、その他事務費の見直しを図りながら事業実施に必要な予算を要求していく。
- さらに、中長期的には、類似事業との統合も含めた制度全体の見直しや役割分担の明確化、地域金融機関の自走や民間サービスの活用を見据えた出口戦略について検討が必要であり、これらを踏まえ、本事業の実施の在り方について継続的に検証・改善を図ることが求められる。
→公開プロセスでの指摘や本事業の進捗や成果等を踏まえ、政府目標である令和9年度中の大企業人材1万人の登録達成後を見据えた出口戦略について検討していく。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【消費者庁】

○ 消費者庁が所管する4つの補助金について、国民の皆様からの御意見や、行政事業レビュー公開プロセスの結果等を踏まえ、見直しを行い、概算要求に適切に反映した。なお、当庁が所管する基金はない。

地方消費者行政強化交付金

- 本交付金は、令和8年度から仕組みを大きく見直し、支援目的を一層明確化。効果的な活用に向け、引き続き事業目的や支援メニュー等を自治体にプッシュ型で説明し、執行状況を丁寧にフォローアップしていく。
- 自治体が本交付金によって一方的に国へ依存しているわけではなく、国も自治体の相談対応を通じた情報に依拠して行政を行っており、地方消費者行政の安定・充実、消費者全体の安全・安心の確保にとって重要である旨の行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を反映。
- その上で、相談窓口の機能維持を支援する事業については、事業期間を主として令和11年度までとするなど、引き続き適切な事業設計を図っていく。

国民生活センター運営費交付金

- 有識者懇談会で指摘のあった、国民生活センターが保有する研修・宿泊施設の稼働率の向上や、デジタル技術の活用等による業務の一層の効率化・合理化を図るための取組強化。

食品衛生基準科学研究費等補助金

- 従前から、外部有識者による公募内容の検討や研究内容・成果の評価等を通じて、事業の妥当性・公平性を担保しているところ、引き続き、外部有識者による検討・評価体制を維持していく。
- 外部有識者から、「研究者の裾野を広げるべき」等の指摘があったことを踏まえ、分野横断的な研究や複数研究機関の連携による研究への補助を検討。

食品ロス削減推進事業費補助金

- 本事業は、令和8年度から開始した事業であるところ、同年度中に一定数の団体を補助し、フードバンク認証取得に係る体制整備が一定程度進む見込みであることから、令和9年度は、補助対象団体の見込数を一部見直し。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について 【こども家庭庁】

「租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集」の結果や「行政事業レビュー」による自己点検結果等を受けて、既存事業の執行率・実績等を踏まえた上で、合計約130億円※の補助金等を見直し、概算要求に反映

※令和7年度補正予算ベース及び令和8年度当初予算ベースの合計

【合計約130億円の補助金等の見直し】

①単発のイベント・広報啓発に係る委託費等の抜本的見直し ▲4.4億円

単発のイベント・広報啓発の委託費等について、持続的かつ構造的な政策効果が確保される施策への転換や民間の取組への後援等の別途の手段での対応等へと抜本的見直しを行い、政策効果と効率性を強化。

②効果検証が十分にできていない地域少子化対策重点推進交付金の見直し ▲87億円

（地域こども政策推進事業への統合）

効果検証が十分にできていない地域少子化対策重点推進交付金について、自治体の財政力指数を踏まえて地域における優先度が高い取組を重点的に支援する地域こども政策推進事業へ統合し、持続的・効果的な政策効果が得られる施策へと見直し。

③各種相談支援事業の統合・一元化 ▲1.5億円

複雑化した各種の相談事業・支援事業の予算を統合した上で、こども家庭センターの一元的な企画・管理の下で包括的な支援を実施。

④執行率が低い既存事業の縮減 ▲34億円

既存事業の執行実績等を踏まえた見直し。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【デジタル庁】

- デジタル庁が所管する2つの補助事業について、行政事業レビューにおいて、「点検の視点」から、外部有識者も交えて自己点検を実施し、令和9年度概算要求に反映。

○ マイナンバーカード関係システム事業費補助金（J-LIS補助金）

- 執行機関である「地方公共団体情報システム機構」（J-LIS）は、**法律に基づき**、主務大臣が「**中期目標**」を示し、J-LISにおいて、その達成のための「**中期計画・年度計画**」を策定し、外部有識者の意見を踏まえた**自己評価**、**主務大臣による評価**を実施するプロセスが**確立**。
- 主務大臣評価において、中期目標における**所期の目標**（システムの安定稼働・マイナンバーカードの利便性向上等）は**達成している**と評価。
- 令和8年度予算執行及び令和9年度予算要求にあたって、当庁としては、人件費・物件費高騰による予算増加傾向を踏まえ、**庁内の見積精査の専門家やマイナンバーカードの専門家等で構成する体制強化チーム**により、**見積精査やリスク管理を実施し、積算根拠の精査、必要な機器数の削減、優先度見直しによる一部事業の延期等**を行った。引き続き、経費の削減に資する方策（クラウド活用等）の検討に取り組む。

○ 地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金（標準化補助金）

- **令和7年度補正予算で創設した本事業**については、補助要件として、地方公共団体に運用最適化計画を求め、経費の削減努力を促す仕組みを構築。**今年度にもず、運用最適化計画の策定から補助金交付まで一年間の執行サイクルを的確に行い、デジタル庁の支援の下、地方公共団体が策定する「運用最適化計画」に基づく費用の抑制・適正化の道筋をつけることとする。**その過程で生じた課題や得られた知見については、**今後の予算編成や事業運用、地方公共団体の取組支援などに着実に反映していく。**
- 地方公共団体における**システム運用最適化は複数年掛けて取り組むものの、運用最適化計画に基づく各年度の抑制・適正化の達成状況を踏まえた事業運営を確保する観点から、令和9年度以降の予算編成に当たっても、単年度ごとに見直しを行うものとする。**

- 令和 9 年度の概算要求において、補助金（全 5 件）について自己点検を実施した。主な見直しの反映状況は以下のとおり。

- 特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金

近年、災害が激甚化・頻発化する一方、我が国では高齢化・過疎化が進み、被災地支援には外部からの助けが欠かせない。こうした中、NPOやボランティア団体などの被災者支援団体が被災地できめ細かな支援活動を行っている。本事業は、これらの団体が被災地に駆けつける際の交通費を補助するものである。

効果検証の結果、より使いやすい制度とするため、令和 9 年度概算要求において、補助の申請事務が煩雑にならないよう改善する。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【復興庁】

○自己点検の取組

農林水産業

- ・農業・林業：農業及び森林・林業・木材産業の再生の加速化に向けて、地域の実情に応じて、ハード事業とソフト事業を幅広く一体的・機動的に実施できるようにするための措置を講ずる必要があるとの指摘があった。
- ・水産業：生産回復・収益改善に向けた地域の取組を支援する事業（漁業・養殖業復興支援事業）について、行政事業レビュー公開プロセスで検証。福島県沿岸と近隣県等では操業状況等が異なることから目標を区分して整理すべき、近年の海洋環境の変化等に伴う構造変化を踏まえ実態に即した成果指標へと見直す必要がある等の指摘があった。

住宅

原子力災害被災地域における住宅不足の問題に対し、公的供給のみならず、民間事業者による福島再生賃貸住宅の供給をより一層促していく必要があるとの指摘があった。

福島国際研究教育機構（F-REI）

他の研究機関等との役割分担を明確化し、我が国と世界の将来のニーズに対応した研究拠点とするため、特に重点的に取り組むべきテーマに対し、集中投資していく必要があるとの指摘があった。

○令和9年度要求・要望への反映

農林水産業

- ・農業・林業：令和9年度予算概算要求においては、これまで実施している農業・林業関係の各種事業を大くくり化した「福島県農業復興創生総合交付金」及び「福島県森林・林業復興創生総合交付金」を新規に要求し、補助金を柔軟かつ機動的に活用できるような取組を推進。
- ・水産業：行政事業レビューの指摘を踏まえ、福島県沿岸と近隣県等で目標を区分して指標を設定することとしたほか、福島県沿岸の漁業就業者数に関するアウトカムを新たに設定する、近年の海洋環境の変化等を踏まえて水揚量に関する長期アウトカム指標を廃止する等の見直しを行った。

住宅

福島再生賃貸住宅の予算要求に当たり、民間事業者による住宅供給を促すため、復興庁主催の下、大熊町及び双葉町において、当該住宅の整備に向けた検討会を新たに開催するなど、民間事業者に対する周知・広報活動等を実施。

福島国際研究教育機構（F-REI）

「宇宙や廃炉等の過酷環境でも活躍できるロボット」及び「放射線フロンティア医療・研究」を今後F-REIが重点的に取り組むテーマと位置付け、これらのテーマにかかる予算を重点的に要求。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【総務省】

- 令和8年4月10日の「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議」で示された「点検の視点」における
 - ・ 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき
 - ・ 一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべきなどを踏まえて自己点検を実施し、その結果をR9年度要求・要望へ反映。

1. 地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）

【事業概要】 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立上げを支援し、地域の経済循環を創出することを目的として、H24から実施。

【反映内容】 自己点検結果及び活用実績を踏まえ、重点支援分野の見直しを行い、新たに「地域AX特別枠」（仮称）を設け、AIによる業務変革や新たな価値創出を実現する地域密着型の新規事業立上げを支援する。

2. 無線システム普及支援事業費補助金（デジタルインフラ整備推進事業（携帯電話等エリア整備事業））

【事業概要】 条件不利地域において、地方公共団体や携帯電話事業者等が携帯電話基地局を整備する費用の一部を補助。

【反映内容】 「補助金・基金に関する主なご提案・ご意見」に基づく自己点検結果を踏まえ、一部の施設設置単価の見直しを行い、事業の合理的で適正な執行を推進する。

3. 消防団設備整備費補助金

【事業概要】 地域防災力の中核を担う消防団の消防活動の充実を図るため、消防団活動に必要な救助用資機材等の整備を促進し、消防団の災害対応能力の向上を図る。

【反映内容】 「国民からのご提案を踏まえた点検の視点」による自己点検を行い、災害が激甚化・頻発化する中で、今後想定される大規模災害等に備え、消防団へのニーズ調査や資機材の効果等も踏まえ、必要な資機材の見直しを行うとともに、危機管理投資として計画的な整備を促進する。

4. 宇宙戦略基金事業

【事業概要】 宇宙戦略基金を活用し、宇宙通信分野における民間企業の国際競争力につながる商業化等に向けて、最先端通信技術の開発支援を強化。

【反映内容】 行政事業レビュー公開プロセスでのステージゲート評価（以下「SG評価」という。）を効果的に機能させるべきとの指摘を踏まえ、先行実施したSG評価の運用状況を改めて多角的に検証し、運用プロセスの見直しを行った。引き続き、SGにおける達成目標のさらなる精緻化を進め、より効率的かつ効果的な評価運用を推進する。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【法務省】

- 法務省における全ての補助事業（20事業）※を対象として点検・見直しを実施
- 行政事業レビューを活用し、「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第2回）」において示された自己点検の視点及び与党提言を踏まえた見直しを実施
- 令和9年度概算要求に的確に反映

※ 20事業の内訳：補助金4件、交付金4件、国際分担金等4件、委託費8件、基金0件

具体例

- 秩序ある共生社会推進交付金（旧：外国人受入環境整備交付金）
都道府県と市区町村における役割分担の明確化により事業の重複を解消するなど、効率化を実施した上で要求
- 更生保護施設整備費補助金
整備対象施設の優先順位の見直し、緊急性・必要性の高い施設に重点化を実施した上で要求
- 更生保護委託費
訪問支援事業の実施施設の拡充数について、緊急性・必要性の高い施設に重点化を実施した上で要求

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【外務省】

○ 外務省における自己点検の取組

約150事業（補助金・基金、独立行政法人運営費交付金、任意拠出金、無償資金協力）につき、行政事業レビューの自己点検を実施。上記の予算額は約4600億円。そのうち、公開プロセスが実施された世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金及びJICA開発大学院連携事業（SDGsグローバルリーダー）については、有識者から事業目的や実態を反映した成果指標の改善、他事業との統合や連携を通じたリソースの効率的活用、事業終了後のフォローアップ強化等に係る課題が示された。

○ R9年度要求・要望への反映の取組等

「ODAや国際機関拠出の成果がわからず、内容を見直すべき・説明責任を果たすべき」等の御意見を受け、特に①地球規模課題への戦略的な取組、②連携するNGO団体の収支の透明性と広報、③人材育成事業の重点分野の明確化の三つの取組を強化。

○ 自己点検結果のR9年度要求・要望への反映の具体例

①国際機関拠出を「危機管理投資」の視点から重点化して要求

「強く豊かな日本」を創る土台たる国際環境を整備すべく、様々なリスクへ先手を打って国際機関を活用していく。その際、国際機関の実績・評価や邦人職員数を踏まえて、当該国際機関拠出の要求に反映。なお、国際機関分担金の管理費の削減も実現して、要求に反映。

②NGOに対する資金協力の見直し

事業成果を紹介する新規HPを立ち上げ、国内外への広報や支援現場におけるODAマーク貼り付けの徹底。戦略性強化に向けて外部有識者による審査の導入。

③人材育成事業の見直し

JICA開発大学院連携事業と、無償資金協力の人材育成奨学計画（JDS）につき、対象者の採用区分や役職などの属性を差別化し、棲み分けを明確化して要求。帰国JICA研修員のデータベースの刷新・強化。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【財務省】

政府全体の補助金・基金見直しの取組について、財務省においては行政事業レビュー「公開プロセス」や外部有識者点検を活用して所要の点検を実施。事業の効果検証、政策目的・手段、透明性・効率性等が適切であるか自己点検を実施し、下記のとおり見直しを実施。

<補助金見直し>

○ 事業名：酒類業振興支援事業（補助金）

○ 事業の概要：酒類事業者による海外展開に向けた取組、国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援し、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進する。

○ 公開プロセスにおいて踏まえられた「点検の視点」：①効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき ②政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき

○ 有識者からの主な指摘事項と見直し方針

- ・ 今後、中・長期のアウトカムを集計する際には、個々の案件の目的や事業者の K P I の設定・成果との因果関係などの効果検証を適切に行うとともに、金額のみならず、**数量や製造業者数の実態の把握、酒類業全体への波及効果などの観点も踏まえ、短期から長期への一貫性のあるアウトカムの設定も検討してはどうか。**
- ・ これまでも運用面での改善が図られているが、中小・零細な酒類事業者の経営改革の実態の把握とそれに対する評価や**輸出先国の公衆衛生施策などへの配慮に関する事業者の取組、日本産酒類が持つ文化的な価値の普及などの観点も踏まえながら、**引き続き、事業の改善を検討すべき。

➡ ご指摘を踏まえ、以下の見直しを実施した。

- (1) 従来は、補助事業ごとに設定された目標を達成した事業者の割合（短期）、全事業者の売上累計額（中期）、売上総利益の増加率（長期）を用いて評価するなど、**必ずしも一貫性のあるアウトカムではなかったところ、**事業の各段階に応じて、事業ごとに設定した短期目標が達成できたか（短期）、事業化が進捗しているか（中期）、経営改善の効果が表れているか（長期）を**一貫して評価するアウトカムに見直す。**
- (2) **業界全体への波及効果を高める観点から、本補助金を活用した取組事例を毎年度更新した上で国税庁ホームページに掲載する。**
- (3) **輸出先国の公衆衛生施策などへの配慮や日本産酒類が持つ文化的な価値の普及などの取組を評価できるよう公募要領の評価項目に明示する。**

<基金見直し>

○ 事業名：信用保証事業（基金）

○ 事業の概要：清酒業等安定法第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事業を行うため、清酒業等安定法第 6 条に基づき酒造組合等からの拠出金と国からの補助金により設置した基金であり、清酒製造業者が清酒の製造に係る資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を行う。

○ 国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」：①一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき ②基金活用に付随する機会費用を軽減すべき

○ 有識者からの主な指摘事項と見直し方針

- ・ **清酒製造は長期間に及ぶ事業資金の確保が必要になるが、日本酒造組合中央会が保証可否の審査を行った上で債務保証を行い、信用力を補完することは、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するところが大い**と考える。
- ・ 信用保証基金による債務保証を現状のまま維持する合理性について、**必要性、効果及び公平性の観点から、十分な説明を行う必要がある**と考える。
- ・ 酒税の保全及び酒類業界の経営の安定化は、**総合的な政策をもって行われるべき**であり、当該基金による信用保証の枠組みは見直すべきものとする。

➡ ご指摘及び中小零細事業者が多い清酒製造業者については、原料の調達を円滑に実施できるよう、その信用力を補うことにより経営基盤の強化を図っていく必要があることを踏まえ、以下の見直しを行うこととしている。

- (1) **令和 6 年度に創設した米価高騰緊急対策保証**について、**米の価格高騰等により経営状況が悪化した清酒製造業者に対する重点的な周知・広報を行う**こととし、清酒製造業者の資金調達の円滑化を図っていく。
- (2) 清酒製造業者の経営基盤の安定化に向けて、**本事業とともに、酒米の安定的な調達に向けた酒蔵と酒米農家との連携強化や酒米農家との連携を生かした商品開発等の取組を支援する事業を併せて実施**していく。
- (3) 今後の基金事業の在り方については、**成果指標の検証や保証額の推移**を踏まえつつ、**債務保証の実施に伴い必要となる基金の水準について検証**を行っていく。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【文部科学省】

- ・文部科学省においては、租税特別措置・補助金見直し担当大臣から示された「点検の視点」を踏まえ、令和9年度予算に向けて、効果の高い事業への重点化を進める観点で、令和7年度補正又は令和8年度当初予算で措置した1億円以上の補助事業・交付金事業（独法、国大運営費交付金を除く）及び令和8年度末に残高がある全ての基金事業（地方公共団体に造成する基金を除く）、国民からの提案募集をまとめた「租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集の結果について」に記載されている文部科学省関連事業を対象として、補助金や基金の点検を行った。
- ・令和9年度要求・要望における反映の具体例は以下の通り。

○ 私立大学等経常費補助金

現在の配分の仕組みにおいても、定員未充足に係る減額措置（▲171億円）やST比の高い大学への減額措置（▲249億円）を実施しており、さらに令和9年度概算要求において、ST比の高い大学への減額措置を強化する（▲28億円）。一方で、将来の産業構造の変化や我が国の人材育成において私立大学が果たす役割等を踏まえ、令和9年度概算要求では、骨太方針2026に基づき、理工農・デジタル系分野や地域を支える人材育成等を行う大学、合併等に向けて連携を進める大学、研究力強化等への私学助成の重点化・充実（+310億円）に取り組む。さらに、今後、新たな大学評価制度の結果の活用など、教育の質に応じた配分を強化する方向へ見直す。

○ 国費外国人留学生制度

留学生政策については、従来の量ありきの政策から脱却し、在籍管理や安全保障貿易管理の一層の徹底等を通じて質重視へと転換する。具体的には、退学者等の割合が3年連続で5%を超えている大学等を「在籍管理非適正校」として入管庁に通告を行うとともに、各大学において、受入予定者への外国機関による財政支援の有無等について確認するなど外為法に基づく確認手続きを徹底、NSSや経産省との連携も強化している。他方、日本人学生への支援も大幅に拡充しており、令和2年度に開始した修学支援新制度により現在は総額約7千億円で約71万人を支援しているほか、既存の海外留学支援に加え、令和9年度概算要求で165億円の新規事業を要求している。国費外国人留学生制度については、我が国の成長や安全を確保する観点から、諸外国からの更なる優秀な留学生受入れに資するよう、令和9年度より特定の分野や特に卓越した学生に限定した奨学金単価の見直しを行うなどの改善を図る。

○ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、各地域で実施する地域の日本語教育の質を確保する観点から、制度の改善に向けて、調査及び分析等の結果も踏まえ、現在、ガイドラインの作成に着手している。また、事業の施策の効果を適切に検証するため、事業の審査における評価項目を見直したほか、今後は中間報告における効果検証を強化する。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【厚生労働省】

○ 厚生労働省では、以下の枠組み・方法を活用し、様々な視点から事業全体の点検・見直しを実施。

1. 国民からのご提案・ご意見に係る事業の見直し

・ 国民からのご提案・ご意見をいただいた事業等について、「点検の視点」等を踏まえ、自己点検・見直しを実施。

2. 令和8年度行政事業レビュー

・ 厚生労働省の全ての事業（約1,100事業）について、自己点検を実施し、概算要求にあわせて点検結果を公表。

・ このうち、例年約250事業について、**外部有識者による点検**（※1）を実施（※2）

（※1）このうち、6事業については、公開の場で対象事業を議論。（※2）外部有識者による点検は、厚労省所管の全事業の点検が5年で一巡するように実施。

3. 令和8年度予算執行調査に係る事業の見直し

・ 財務省による予算執行の実態調査を通じて指摘された点を踏まえ、必要な見直しを実施。

○ これらを踏まえ、令和9年度予算概算要求において、具体的な見直しを行った事業の例は以下のとおり。

事業名	見直し内容	反映額 (単位：百万円)	点検の 視点
1. 施策の進展等を踏まえ効率化・重点化を図ったもの			
労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（テレワーク普及促進等対策）	・ テレワークは、一定程度浸透してきた中で、中小企業・小規模事業者等のテレワークの普及を重点的に支援するため、47都道府県に拠点を有する働き方改革推進支援センターにおいて、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方に関する相談対応等の1つとして実施し、中小企業事業主等に対して、総合的な支援を行うことで、より効果的・効率的な支援を行う。 ・ これに伴い、人材確保等支援助成金（テレワークコース）及びテレワーク相談センター（都内設置）の運営については、令和8年度限りで廃止する。（令和9年度以後は助成金の経過措置のみ。）	▲161	②
公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進	・ 医療費助成のオンライン資格確認を実現するためには、①自治体システムの改修と②医療機関・薬局のシステムの改修が必要であるが、自治体における対応は進んできたことから、より実効的な補助となるよう、要求の全体規模を見直すとともに、医療機関・薬局への補助に重点化する。	▲135	②
2. 事業間の役割分担の精査を行ったもの			
社会的な居場所づくり支援事業（生活保護適正化等事業の内数）	・ 令和8年度における国庫補助協議の状況を踏まえ、被保護者地域居住支援事業の実施内容と重複するメニューの見直しを行う。	▲27	②
3. 事業の実施方法の効率化を図ったもの			
認知症介護研究・研修センター運営事業	・ 認知症介護の専門技術に関する実践的な研究、指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施について、オンラインによる業務効率化等を図り、職員体制等の見直しを行う。	▲52	⑤

(注1) 反映額は、令和7年度補正予算額・令和8年度予算額と令和9年度概算要求額の差額。
(注2) 公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進は、国民からの提案を踏まえた対応。その他は行政事業レビューの取組等を踏まえたもの。
(注3) 点検の視点：①効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき、②政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき、③事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき、④補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき、⑤申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【農林水産省】

- 行政事業レビューの対象全事業（371事業）及び基金シートの対象全事業（52事業）について、本年4月の「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚会議及び副大臣会議」で示された『国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」』等を踏まえ、横断的な点検を実施したところであり、その結果を令和9年度予算概算要求に反映。

- **水田活用の直接支払交付金**
非主食用米、麦・大豆等への支援について、作付けに対する定額での支援から、**生産性向上の取組に対する収量に応じた面積払いへ転換する等、抜本的に見直し。**
- **森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策**
森林・林業・木材産業対策を総合的に支援する対策であったが、**将来の持続的な成長に必要な要素である森林循環、人材育成、新技術推進の3分野にきめ細かく対応するよう再編するとともに、川上から川下までの関係者が連携した生産性・付加価値向上など国産材サプライチェーンの強靱化の取組を集中的に支援できるよう見直し。**
- **農山漁村振興交付金**
事業ごとに異なる窓口への申請手続きが必要だったところ、**複数事業を1つの計画書でワンストップで申請できるようにする等、申請手続きの合理化を推進。**
- **浜の活力再生・成長促進交付金**
類似目的の事業を整理するため、メニューの1つであった**海業推進事業**を別の予算事業（**海業振興支援事業**）に統合した上で廃止。
- **中堅外食事業者資金融通円滑化基金**
コロナ禍により信用力が低下し、かつ、セーフティネット保証を受けられない中堅・大手外食事業者の債務保証を実施するため創設されたが、必要な役割を果たしたため、**令和4年度に新規受付を終了。残債の管理を行った後、令和8年度末に基金廃止予定。**

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【経済産業省】

- 国民からの総計約 3 万 7 千件の提案・意見等を踏まえ、①成果に基づく制度運用か、②目的に即した制度設計か、③透明性・効率性の高い事業構造・執行体制か、④事業者の自立や成長につながる仕組みか、⑤申請等に係る事務負担が過度でないか等の観点から、経済産業省の補助金・基金について自己点検を実施。
- 点検結果を踏まえ、概算要求にあたっては効果検証の強化等を通じた政策効果の見込まれる事業への重点化や、不正・中抜き防止等のための執行体制の効率化・透明化等に取り組む。

<令和 9 年度概算要求における取組の例>

○ グローバルサウス未来志向型共創等事業

- ・ 補助等の対象を「国・地域別戦略」に基づく戦略案件等、**政策効果の高い事業へ重点化**。また、採択事業の**進捗や成果等を年度内に公表**するとともに、AI等で採択案件を分析し**事業化成功率の向上を図る**予定。

○ クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

- ・ 車両性能のほか、充電インフラ整備、重要鉱物の安定確保に向けた取組等、**メーカーの取組を総合的に評価した上で、各車種の補助額を決定**し、国際約束等に則り運用。また、**高額な車種への補助額を抑制**。

○ 宇宙戦略基金事業

- ・ 「宇宙基本計画工程表改訂に向けた重点事項」に基づき、**集中的に取り組むべき技術開発テーマを整理し、それに重点化した要求を実施**。内閣府をはじめ関係府省との議論も踏まえ、**要求額を絞り込み実現**。

○ 中小企業等事業再構築促進基金

- ・ 新製品開発等を支援する現行事業について、申請企業の中長期の経営計画や、計画に対する民間金融機関の姿勢を審査項目とし、**中小企業の成長支援創出型事業に高度化**するとともに、**支援が融資の呼び水となり中小企業の成長が持続することを目指した仕組み**とする。また、複数事業から成長支援創出型事業への一本化等により**管理費率を低減**。あわせて、申請システムに自動計算機能を実装し、**申請負担を軽減**。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【国土交通省】

- 「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議」における議論や「租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集の結果について」、自由民主党の「補助金・基金見直しの方向性に関する提言」、日本維新の会の「政府効率化（補助金・基金・租税特別措置の見直し）に関する提言」等を踏まえ、補助金・基金の適正化に向け、国土交通省所管の補助事業、交付金事業及び基金事業について自己点検を実施。
- 自己点検を踏まえて、必要な「危機管理投資」、「成長投資」等を着実に実行する観点から、各補助金などの政策目的に照らした効率的な運用の実現に向けて令和9年度予算要求を実施。

【主な対応】

○効果検証等を踏まえ、支援の重点化

- ・「現行制度では所得要件が設けられておらず、真に住宅取得が困難な低中所得世帯への支援が手薄となっている」等の提案を頂いたことを踏まえ、補助要件等の見直しを行う。（みらいエコ住宅2026事業）

○自治体・事業者の自立や成長を促す観点から、支援対象の明確化

- ・「一部の者のみが利用する施設の整備に対する補助金は公共性を欠いている。」との提案を頂いたことを踏まえ、都市公園におけるスタジアム等の施設整備への支援における、市民利用の視点の明確化を図る。（都市公園・緑地等事業（社会資本整備総合交付金等）、都市構造再編集中支援事業）
- ・既に電動キックボードの導入のみを行う事業は補助対象から除外し、また新たな交通モードの導入により公共交通の再構築を図る取組に対して重点的な支援を実施しているところ、「補助金の対象を適正化すべき」「電動キックボードは補助対象とすべきでない」等の提案を頂いたことを踏まえ、持続可能な地域交通の実現に向けてより効果的な取組に支援を行うことができるよう、補助対象等について引き続き検討する。（地域公共交通確保維持改善事業）

○事業の的確な執行、手続の改善等

- ・「自治体の事務負担が増大し、人員・予算制約のある自治体では、予防保全への転換等が進みにくい。」との提案を頂いたことを踏まえ、申請者の負担を一層軽減できるようシステム改修を行う。（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【環境省】

○ 「租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集の結果について」における「点検の視点」や与党提言を踏まえ、行政事業レビュー、公開プロセス等の取組を活用しながら点検を実施。

○ いただいた御提言等を踏まえた補助金・基金の見直しを以下のとおり令和9年度概算要求等に反映。

＜いただいた御提言等＞

＜対応の方向性＞

自民党環境部会提言

太陽光発電設備	□ 国の補助金については、地域共生や産業競争力強化の観点から重点化を行う。
電気自動車	□ 国の補助金については、環境性能だけでなく、産業競争力の観点からの重点化などの見直しを行う。
循環経済への移行	□ 設備投資への補助金のみならず、官民ファンドや民間金融機関の投融資の促進などの金融的手法も検討する。
一般廃棄物処理施設の整備	□ 各自治体の連携による広域化・集約化やPPPの活用などの官民連携の取組を進める。
技術開発関連基金	□ 厳格なステージゲートを適用し、一定期間ごとに資金配分を反映。あわせて、保有残高等の「見える化」を行う。
基金の整理・統廃合	□ 不要な資金は速やかに国庫返納を行う。また、基金設置法人等の運営・執行を適正化する。

- 産業力強化の観点からペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池への支援の重点化を図る。
- 産業力強化の観点からこれまで以上にメリハリを付けて評価を行う。
- 補助金に加えて、利子補給制度の新設、債務保証機能の強化やJICNの出融資機能活用といった金融支援を盛り込む。
- 自治体と民間の廃棄物処理事業者等の官民連携の取組を新たに支援対象にすることを盛り込む。
- 新たに基金を要求するスタートアップ向け補助金について、補助事業の成果を適切に検証し、事業の透明性を確保する。
- 不要な資金は速やかに国庫返納を行う。また、基金の運用状況等がより見えやすくなるような情報開示をレビューシートで行う。

日本維新の会提言

住宅 □ 住宅補助の恒常化は、いわゆる「補助金慣れ」を招くおそれ。また、政策の公平性や効率性の観点から課題あり。

- 補助額を漸減するなどの見直しを実施してきた。今後も補助額の見直し等を随時適切に行う。

財務省の予算執行調査結果

二国間クレジット制度（JCM） □ 民間資金を中心としたJCMへの移行を進め、補助金による支援を真に必要なものに限るべき。

- 民間JCMを拡大し、大規模な排出削減・吸収・クレジット発行が見込まれるプロジェクトへの伴走支援を軸とした予算にシフト。

行政事業レビュー（公開プロセス）

浄化槽システムの脱炭素化 □ CO2一律46%削減という要件が足かせにならぬよう、市場実勢に合わせた柔軟な補助率等を検討すべき。

- 46%未満でも一定程度以上の省エネが図られる設備に対しては、補助率を段階的に設定し、支援対象とする。

補助金・基金の自己点検結果の要求・要望への反映について【防衛省】

- 補助の実態と措置内容との均衡の観点から、創設から長期間継続している補助金について、環境の変化等を踏まえた改善を検討。
- 透明性・効率性の向上及び実態を踏まえた予算執行の確保の観点から、情報発信や執行面において更なる改善を検討。
- 基金の運営、執行の適正化の観点から、基金設置法人が行う管理のあり方も含め、更なる改善を検討。

- ・ 教育施設等騒音防止対策事業費補助金（住宅防音事業）及び施設周辺整備助成補助金（放送受信事業）
対象区域の指定から長期間が経過し、配備機種等の変化により騒音分布状況が実態と乖離している可能性があることから、地元の意見を聞きつつ、真に騒音の被害を受けている方々に対して実効的な施策を講ずるべく、対象区域の見直しを実施。
- ・ 障害防止対策事業費補助金
自衛隊等の行為により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成をしているが、長期間にわたる事業においては、経年により防衛施設内外の形質が変化し、帰責割合が採択時から変遷している可能性があることから、一定期間経過後に検証を行う制度を新たに導入。
- ・ 退職予定自衛官等就職援護業務費補助金
退職予定自衛官の雇用に関心を持つ企業主への就職援護広報について、近年のデジタル化の進展及び媒体の多様化を踏まえ、より効果的・効率的な手段について検討し、紙媒体のパンフレットの印刷数を削減。
- ・ 防衛装備移転円滑化事業費補助金（防衛装備移転円滑化基金）
基金からの支出の適切性を確認するため、基金設置法人からの支出内訳の徴取を実施。

租税特別措置（国税）

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【内閣府】

<自己点検結果の概要、点検を踏まえた令和9年度税制改正要望の概要>

- 内閣府においては、以下の租税特別措置等の自己点検を実施（下線が国税関係の租税特別措置）。
 - ① 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置
 - ② 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置
 - ③ 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置
 - ④ 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置
 - ⑤ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置
 - ⑥ 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置
 - ⑦ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置
 - ⑧ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
 - ⑨ 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置
- ①～⑥の措置は、設備投資や新規立地企業の増加を促し、各産業の売上高等に寄与するとともに、県民所得等の向上にもつながっている。
- ⑦の措置による免税分は、電気料金の算定にすべて反映され、電気料金を引き下げている。
- 以上より、点検を実施したいずれの措置についても、政策目的への一定の寄与が見られることから、各措置の継続が妥当であると考え、令和9年度税制改正要望において、各措置の延長要望等を行うこととした。

<自己点検結果を踏まえた、令和9年度税制改正要望への反映の具体例>

【沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置】

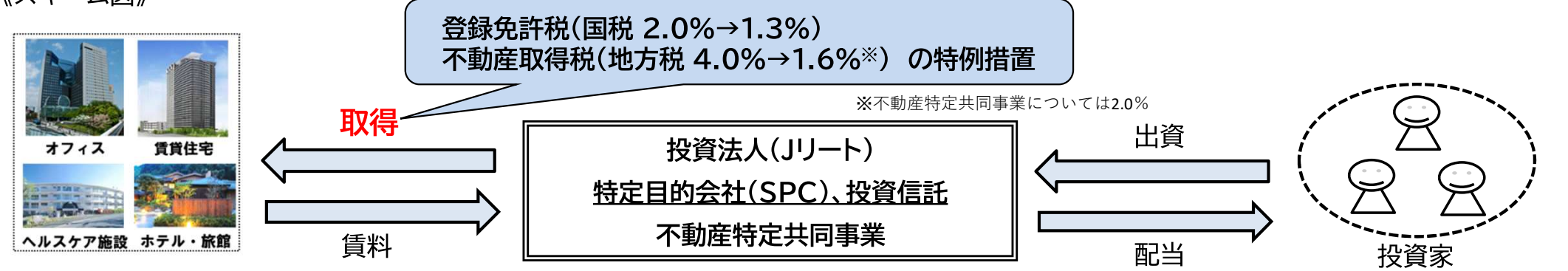
- 今般の自己点検に際して、主務大臣確認において把握したデータに基づき、目標や効果等を改めて精査し、観光関連施設への設備投資や観光収入の増加に寄与するとともに、県民所得の向上にもつながっていることが認められたことから、令和9年度税制改正要望を行った。
- 令和4年度から主務大臣の確認の制度が開始されたところ、自己点検の結果、制度変更を踏まえた当該措置の周知広報が不足していたことが確認されたため、更なる周知広報に力を入れ、当該措置の利用を促していく。 22

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【金融庁】

【措置名】特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減（SPC、信託会社等）

《スキーム図》

(国交省主担(SPC、信託会社等は金融庁主担))



	目標	評価
短期アウトカム	特定目的会社等による不動産取得の促進 【指標】 特定目的会社等による資産対応証券の発行残高の増加分 【目標値】 1,300億円（H26年9月末～R 5 年 9 月末の実績平均値） 【対象期間】 1年ごと	R 5 年10月～6 年 9 月末は2,258億円の実績となっており、短期アウトカムを達成。
長期アウトカム	本特例措置を含む不動産証券化施策の推進により、リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円とする政府目標の達成に寄与する。 【指標】 リート等の資産総額 【目標値】 40兆円 【対象期間】 2030年頃まで	令和 6 年度末時点で約32.6兆円。政府目標である「2030年頃までに約40兆円」に向けて着実に進捗*。

(注) 上記アウトカムの測定に当たっては、本特例措置のほか、不動産取得税（地方税）の効果も含めている。
*特定目的会社等が開発した不動産をリートが一部取得しており、特定目的会社等による不動産取得は間接的に目標達成に寄与。

- 近年、建築費の高騰・不動産価格の上昇・金利上昇による資金調達コストの増加など、事業コスト全体が増大する中でも、本措置は、**不動産の取得判断への経済的インセンティブとして引き続き機能。**
 - 不動産証券化市場のさらなる発展に向けては、特定目的会社等による不動産取得・開発を引き続き促進していくことが重要。本特例措置を廃止した場合には、**不動産取得時のコスト増加を通じて不動産証券化の取組に影響を与え、不動産証券化市場の成長や政府目標（2030年頃までに約40兆円）の達成に支障が生じるおそれ。**
-
- 自己点検の結果を踏まえ、不動産市場や金融環境の変化を踏まえつつ、適用実績や市場動向等を注視しながら、引き続き現行措置の継続を含めて検討した結果、**令和 9 年度税制改正要望においては、現行の特例措置（2.0%⇒1.3%）を維持した上で、適用期限を 2 年間（令和11年 3 月 31 日まで）延長することを要望。**

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【こども家庭庁】

【「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」の点検結果の概要】

○自己点検においては、短期、中期、長期のアウトカムを下記のとおり設定し、効果について分析したところ、短期について目標値は達成されておらず、その要因の一部として「本措置に関する周知が十分に行われていないこと」が考えられるとともに、中期、長期についても未達成となっており、本措置の政策効果は限定的であると考えられる。

■短期アウトカム：「結婚・子育て支援信託」に対する認知率 目標値：令和8年調査 30.0% →**令和8年調査 22.9%**

■中期アウトカム：「自身の結婚・妊娠・出産・子育て資金に係る生計の負担が軽くなった（なる）」と回答する利用者の割合
目標値：令和8年調査 90.0% →**令和8年調査 74.8%**

■長期アウトカム：理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
目標値：令和9年調査 45.0% →**令和3年調査 52.6%**

【「令和9年度税制改正見直し事項（廃止）」要望の概要】

令和8年度末までとされている結婚・子育て資金管理契約に基づく信託等可能期間の終了をもって、本特別措置を廃止することとした。

○**自己点検における見直しの方向性**として、「令和7年度与党税制改正大綱において、「令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべき」と指摘されており、制度周知強化にも関わらず、利用件数が増加しておらず、今後の利用増加も見込み難い状況である。こうした状況を踏まえ、本措置については、適用期限の延長についての要望の是非を慎重に検討するとしたところ。

○本特別措置の創設以降、高齢者が保有する資産について、若年世代への移転を促すことで一定の役割を果たしてきたものの、近年は利用件数が低迷しており(令和5年：217件、令和6年：253件、令和7年：219件)、今後の利用増加も見込み難い状況であることから、廃止の要望を提出した。

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【総務省】

- 令和 8 年度末に適用期限が到来する以下の租税特別措置について、自己点検を実施。
それを踏まえ、令和 9 年度要望へ反映。

税目	特別措置名	令和 9 年度要望
所得税 法人税	特定地域における産業振興機械等の割増償却（過疎地域）	・ 2 年延長を要望 ・ アウトカム指標を変更

【過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長】

- 本特例措置に係る自己点検の結果、短期アウトカムである設備投資額は、令和 3 年度から令和 4 年度までの 2 か年累計で約 401.8 億円となり、目標値である383億円を上回って達成した。
- また、中期アウトカムである過疎地域における廃業率についても、最新実績である令和 6 年度において3.3%となり、目標値である 3.4%を下回るなど、本特例措置が過疎地域における設備投資の促進や事業者の事業継続・拡大に一定の効果を発揮していることが確認された。
- 長期アウトカムである「この制度がなければ雇用を増加させなかった」事業者による新規雇用者数については、点検書における対象期間が令和12年度までであり、現時点では評価期間の途中段階にあるものの、新規雇用者数は、令和 4 年度57人、令和 5 年度 96人、令和 6 年度43人、令和 7 年度 9 人となっており、これまで一定の雇用創出効果が確認されている。他方で、過疎地域においては人口減少や生産年齢人口の縮小が継続しており、地域における雇用確保の重要性は依然として高い状況にある。また、近年の新規雇用者数の推移を見ると、年度による変動や減少傾向も見られることから、これまでに創出された雇用の維持に加え、更なる雇用機会の創出や減少幅の抑制を図る必要がある。
- このように、本特例措置による設備投資の促進や事業継続への効果は確認されているものの、本措置の目的は設備投資そのものだけでなく、設備投資を通じた雇用機会の拡充や地域産業の維持・発展にある。そのため、今回の要望においては、自己点検結果を踏まえつつ、引き続き新規雇用者数を主要なアウトカム指標として位置付け、本特例措置による雇用創出効果の維持・拡大を目指すこととした。あわせて、全国的な人口減少や事業所数の減少傾向が続く中、本特例措置の周知・利用促進により適用事業者の裾野拡大を図り、過疎地域の事業所数や雇用の減少抑制に寄与していく。

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【法務省】

「相続に係る所有権の移転登記等の免税」

【自己点検結果の概要】

- 本特例措置の導入及び拡充によって、相続登記の申請件数は大幅に増加
- 相続登記の促進は、所有者不明土地等の主要な発生原因である相続登記の未了の解消・予防につながるものであり、土地取引や公共事業、防災・復興事業等を円滑化し、大きな経済効果を挙げているものと思料

【令和 9 年度税制改正要望の概要】

延長：次の登録免許税の特例措置を 2 年間延長

- ① 個人が相続により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときに、当該個人を当該土地の登記名義人とするために受ける登記に係る登録免許税の免除
- ② 個人が、土地について所有権の保存の登記又は相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該土地の当該登記に係る登録免許税の課税標準となる価額が 1 0 0 万円以下であるときにおけるその登録免許税の免除

新規・拡充：上記②の要件を緩和する等の更なる拡充や新たな特例措置の創設

【自己点検結果の令和 9 年度税制改正要望への反映の具体例】

- 以下の点を踏まえ、本特例措置を継続すること、そして、要件を緩和する等の更なる拡充や新たな特例措置を講ずることについて要望
 - ・ 本特例措置は、相続登記の促進に大きな効果を挙げ、所有者不明土地等の発生予防に寄与
 - ・ 所有者不明土地等対策としての相続登記の義務化が、より実効的なものとして定着するよう、現行の特例措置の対象外となっている範囲にも対象を拡大することが相当

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【厚生労働省】

- 厚生労働省では「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」、「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」の2措置が租税特別措置に関する自己点検の対象。
- 当該自己点検の結果は以下のとおりであり、令和9年度税制改正要望においては、必要な見直しを行った上で、適用期限の延長を要望。

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

【適用件数】（①働き方改革、②地域医療構想、③高額医療用機器）

適用件数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)
①働き方 改革	法人税等	1件	1件	2件	0件	3件
	所得税	1件	1件	1件	1件	1件
②地域医 療構想	法人税・法 人事業税	2件	0件	3件	0件	—
③高額な 医療用機 器	法人税・法 人事業税	560件	544件	521件	385件	487件
	所得税	175件	154件	188件	135件	171件

【自己点検による評価等】

適用件数とその効果から、医療提供体制の確保に向けて一定の効果（①時間外労働時間の削減、②病床数の削減、③医療機器の導入時期の前倒し等）は得られているが、医療機関の厳しい経営環境下では効果の発現が限定的な状況。医療機関を取り巻く環境等を踏まえると、適切な見直しを実施したうえで、引き続き本税制による医療機関への支援が必要。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

【適用件数】

適用件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
共同利用施設	0件	1件	0件	1件	0件

【対象資産】（取得価額要件は建物のみ650万円、その他は400万円）
建物、建築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権、その他の資産

【自己点検による評価等】

本税制を利用した組合への調査の結果、一定の政策効果（研修増による技術力向上等）は認められている。

一方で、過去5年の適用件数等を踏まえると、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化及び衛生水準の維持向上という政策目的に資する効果は限定的であるため、適切な見直しを実施したうえで、引き続き本税制による支援が必要。

それぞれの自己点検の結果は、以下のとおり令和9年度税制改正要望に反映。

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度

- ①②自己点検の結果、本措置による一定の時間外労働時間の削減等の効果や、医療機関を対象にした調査により一定の活用ニーズを確認。持続可能な医療提供体制を実現するため、必要な見直しを行った上で、適用期限の延長を要望。
- ③自己点検結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で、適用期限の延長を要望。なお、現行要件が適正配置の推進に寄与しているかについて追加調査を実施しており、その結果を踏まえ、現行要件の見直しを検討。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

本税制を利用した組合への調査の結果、特別償却制度を適用して導入した共同利用施設が、生活衛生同業組合等における積極的な事業の実施促進に加え、事業に参加した者の営業の見直しが促されるとともに、事業者が提供する製品やサービスの質の向上に寄与していることが伺えたことから、近年の導入実績や今後の導入見込み等を踏まえ、対象資産等の要件の見直しを行った上で、適用期限の延長を要望。

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【農林水産省】

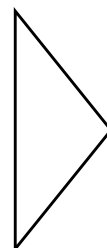
措置名	自己点検結果の概要	R9年度税制改正要望の概要
○ 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例（所得税・法人税）	農業用固定資産への投資を促す措置として、多くの担い手に活用され、規模拡大・生産性の向上に寄与していることから、政策手段として有効に機能。	2年延長等
○ 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却（所得税・法人税） ○ 認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減（登録免許税）	スマート農業技術活用促進法の施行（令和6年10月）から間もなく、政策効果の検証を実施できる段階に至っていないが、特例を活用する予定の計画も増えており、今後十分な政策効果が発現する見込み。	3年延長

自己点検結果の税制改正要望への反映（具体例）

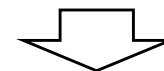
【農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例】

＜自己点検の結果＞

- ・短期アウトカム（投資意欲）：達成
（目標：96億円、実績：121億円（126%））
- ・中期アウトカム（農業用固定資産の取得）：概ね達成
（農用地 目標：8,211ha、実績：8,158ha（99.4%）
（農業用機械等 目標：9,901台、実績：9,675台（97.7%））
- ・長期アウトカム（担い手への農地集積率）：未達
（目標：70%（R12）、実績：61.5%（R6））



- EBPMの手法を用いた効果検証により、**3.37haの経営面積の拡大及び約10%の土地生産性の向上**の効果を確認
- 認定農業者等の担い手による**農業用固定資産への投資**を促す措置として**有効に機能**していると評価
- 一方、長期アウトカムについては未達成であり、その達成に向けて、**引き続き本措置を講じていく必要**



- R9年度税制改正において**延長を要望**
- 併せて、**水田政策の見直しに伴う所要の措置**について要望

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【経済産業省】

- 令和8年度末に適用期限が到来する13措置について、これまでの活用実績や統計的手法による分析（例：差の差分析など）により総合的に検証を行い、**企業の設備投資等に一定の貢献をしてきたことを確認**したところ。
- その上で、令和9年度税制改正要望では、自己点検結果も踏まえ、制度の活用実績がなく今後の活用も見込めない措置（認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）は**廃止要望**するとともに、「**強い経済**」の実現、特に労働供給制約社会において経済の供給力を強化し、「**稼ぐ力**」と「**賃上げ**」の好循環を実現する観点から、**抜本的に見直し・強化を行う**。

【反映状況の主な事例】

【施策名・概要】給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業向け賃上げ促進税制）

中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主が、前年度より給与等支給額を1.5%または2.5%以上増加させた場合、その増加額のそれぞれ15%又は30%等の税額控除ができる（平成25年度創設）。

【自己点検における効果分析結果】

	目標	達成状況
短期	インフレ率を超える賃上げの実現 （春季労使交渉回答集計結果の推移）：令和6年度5%	令和6年度 全規模 5.10% 中小組合 4.45%
中期	実質賃金年1%程度の上昇（賃上げ率の向上）	令和7年 ▲0.8% （中小企業等を中心に 賃上げの取組が道半ば）
長期	実質賃金年1%程度の上昇（賃上げの定着）	

- 差の差分析の結果、税制適用企業は非適用企業と比較して、大きく賃金を上昇させていることが確認でき、**本税制に関する政策効果が示唆された**。

【反映結果】

- 一人当たりの賃金の増加につながるよう「**全雇用者の給与総額**」や賃上げ水準の要件等について**抜本的に見直し、強化を行う**。

【施策名・概要】中小企業者等の法人税率の特例

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得金額について19%から15%に軽減する措置（平成21年度創設）。
※単年所得10億円超の中小企業者等の税率は、19%から17%に軽減。

対象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金1億円超の法人）	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 （資本金1億円以下の法人） ※過去3年平均で所得15億円超の 中小企業は本措置の対象外。 ※適用対象法人の範囲から、通算法人 を除外する。	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	19%	15%
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	19%	17%

【自己点検における効果分析結果】

	目標	達成状況
短期	中小企業等の売上高、資金繰りDI、業況判断DIが、制度導入前の水準を持続的に達成する	短期目標の3つの指標のうち、資金繰りDI、業況判断DIは制度導入前（平成19年度）の水準に回復しているものの、1社あたりの売上高については、まだ導入前の水準に回復していない。 中長期目標については、今般新たに中小企業庁KPIの目標値を策定。
中期	労働生産性の向上 （令和8年度から3年間で9%向上）	
長期	労働生産性の向上 （令和8年度から5年間で15%向上）	

- 中小企業の納税負担が軽減され、短期的には資金繰り、業況判断は改善傾向にある。また、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローの使用用途を調査したところ、**人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されていた**。

- 【反映結果】 ○政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

租税特別措置（国税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【国土交通省】

自己点検の取組

- 令和8年度末までに適用期限が到来する17件の租税特別措置等について自己点検を実施し、6月末に公表。
- 自己点検においては、いずれの項目においても一定の政策効果が認められたところ。

R9年度要望への反映

- 自己点検結果の公表後においても、経済社会動向や関係団体の要望等を踏まえて検討を行い、令和9年度の税制改正要望に反映。（適用期限が到来する17項目については、延長等を要望）

空き家の発生を抑制するための特別措置（所得税）

- 本特例措置により、相続空き家及びその敷地の売出しが促進され、腐朽・破損がある使用目的のない空き家を市場に流通させる効果等が示唆された。特例措置の効果は着実に現れている一方、現行の築年要件には適合しない、昭和56年6月1日以降築のいわゆる新耐震基準を満たす空き家であっても、最も古いものでは45年以上の築年数が経過しており、それらが放置され、特定空き家等の危険な状況になりかねない空き家が生じる恐れがあること等を踏まえ、築年要件の緩和等を要望する。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等（贈与税）

- 本特例措置は高齢世代から若者世代に資産を早期移転し、住宅取得の負担軽減を通じて住宅需要の喚起・創出等を図るものであり、民間住宅投資の増加額や既存住宅取引及びリフォームの市場規模の拡大などへの寄与が認められた。新たな「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえつつ、住宅取得環境が悪化する状況においても、住宅需要が喚起・創出されるよう、今後も検討を行い、所要の措置を講じる。

税負担軽減措置等（地方税）

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【内閣府】

<自己点検結果の概要、点検を踏まえた令和9年度税制改正要望の概要>

- 内閣府においては、以下の租税特別措置等の自己点検を実施（下線が地方税関係の租税特別措置）。
 - ① 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置
 - ② 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置
 - ③ 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置
 - ④ 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置
 - ⑤ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置
 - ⑥ 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置
 - ⑦ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置
 - ⑧ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
 - ⑨ 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置
- ②～⑤の措置は、設備投資や新規立地企業の増加を促し、各産業の売上高等に寄与するとともに、県民所得等の向上にもつながっている。
- ⑧の措置による軽減分は、電気料金の算定にすべて反映され、電気料金を引き下げている。
- ⑨の措置は、機構の強固な財務基盤に基づく機動的支援で民間資金を誘発し、PPP/PFI事業拡大に貢献している。
- 以上より、点検を実施したいずれの措置についても、政策目的への一定の寄与が見られることから、各措置の継続が妥当であると考え、令和9年度税制改正要望において、各措置の延長要望等を行うこととした。

<自己点検結果を踏まえた、令和9年度税制改正要望への反映の具体例>

【沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置】

- 今般の自己点検に際して、主務大臣確認において把握したデータに基づき、目標や効果等を改めて精査し、観光関連施設への設備投資や観光収入の増加に寄与するとともに、県民所得の向上にもつながっていることが認められたことから、令和9年度税制改正要望を行った。
- 令和4年度から主務大臣の確認の制度が開始されたところ、自己点検の結果、制度変更を踏まえた当該措置の周知広報が不足していたことが確認されたため、更なる周知広報に力を入れ、当該措置の利用を促していく。 32

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【警察庁】

軽油引取税の課税免除の特例措置（警察用船舶）

○ 現行制度の概要

警察用船舶の動力源に供する軽油に係る軽油引取税は、平成21年度の税制改正により、3年間の時限措置による課税免除とされた。その後、3年ごとに延長を繰り返し、現在、令和6年度の税制改正において、令和9年3月31日までの課税免除措置とされている。

○ 自己点検結果の概要

平成21年度以降、課税免除措置が継続されたことにより、限られた予算の中で水上警察活動に必要な軽油を購入することができた。その結果、「水上警察活動の充実」が図られ、海上におけるテロ活動の未然防止、沿岸警備、密漁・環境事犯の取締り、災害対応、人命救助等といった国民の安全・安心を確保し、領海内の治安維持という警察の責務を果たすことができた。

○ 令和9年度要望の概要

警察用船舶の活動には動力源となる軽油が欠かせないものであり、同船舶を運用する水上警察の体制を確保し、国民の生命、身体及び財産の保護、公共の安全と秩序を維持するためには、引き続き、水上警察活動に不可欠な軽油を安定的に確保することが必要であり、本特例措置の恒久化を要望するもの。

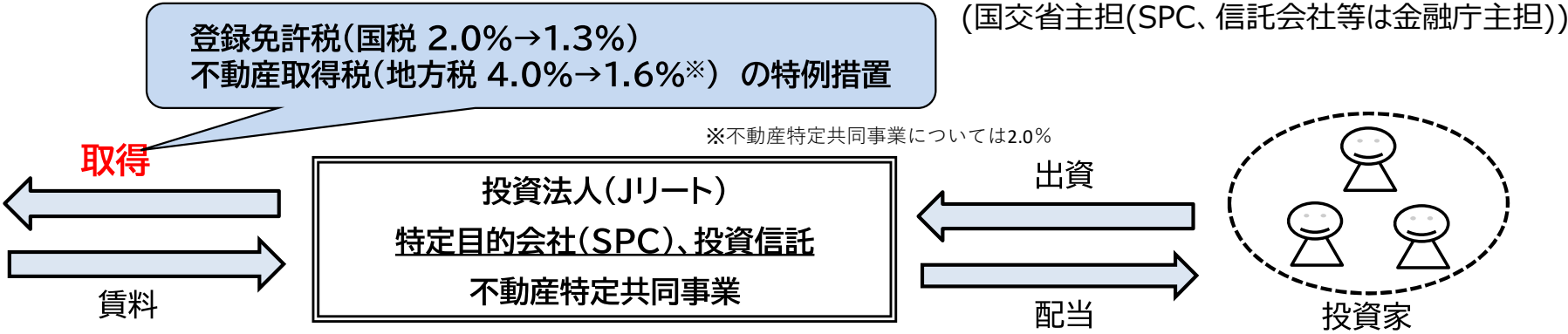
○ 自己点検結果の本要望への反映

海上でのテロ活動や密漁等の犯罪、海難事故、災害等については、今後も発生が懸念されるところ。自己点検結果のとおり、本特例措置により領海内の治安維持という責務を果たすことができている。こうしたことを踏まえ、引き続き警戒や取締り、救助等の水上警察活動に不可欠な燃料である軽油を安定的に確保していく必要があることから、本特例措置の恒久化を要望することとした。

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【金融庁】

【措置名】特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置
信託会社等が投資信託約款に従い取得する不動産に係る課税標準の特例措置

《スキーム図》



	目標	評価
短期アウトカム	特定目的会社等による不動産取得の促進 【指標】 特定目的会社等による資産対応証券の発行残高の増加分 【目標値】 1,300億円（H26年9月末～R 5 年 9 月末の実績平均値） 【対象期間】 1年ごと	R 5 年10月～6 年 9 月末は 2,258億円の実績となっており、 短期アウトカムを達成。
長期アウトカム	本特例措置を含む不動産証券化施策の推進により、リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円とする政府目標の達成に寄与する。 【指標】 リート等の資産総額 【目標値】 40兆円 【対象期間】 2030年頃まで	令和 6 年度末時点で約32.6兆円。 政府目標である「2030年頃までに 約40兆円」に向けて着実に進捗*。

(注) 上記アウトカムの測定に当たっては、本特例措置のほか、登録免許税（国税）の効果も含めている。
*特定目的会社等が開発した不動産をリートが一部取得しており、特定目的会社等による不動産取得は間接的に目標達成に寄与。

- 近年、建築費の高騰・不動産価格の上昇・金利上昇による資金調達コストの増加など、事業コスト全体が増大する中でも、本措置は、**不動産の取得判断への経済的インセンティブとして引き続き機能。**
 - 不動産証券化市場のさらなる発展に向けては、特定目的会社等による不動産取得・開発を引き続き促進していくことが重要。本特例措置を廃止した場合には、**不動産取得時のコスト増加を通じて不動産証券化の取組に影響を与え、不動産証券化市場の成長や政府目標（2030年頃までに約40兆円）の達成に支障が生じるおそれ。**
- 自己点検の結果を踏まえ、不動産市場や金融環境の変化を踏まえつつ、適用実績や市場動向等を注視しながら、引き続き現行措置の継続を含めて検討した結果、**令和 9 年度税制改正要望においては、現行の特例措置（4 %⇒1.6%）を維持した上で、適用期限を2年間（令和11年 3 月31日 まで）延長することを要望。**

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について 【総務省】

- 令和 8 年度末に適用期限が到来する以下の租税特別措置について、自己点検を実施。
それを踏まえ、令和 9 年度要望へ反映。

税目	特別措置名	令和 9 年度要望
固定資産税	ローカル 5 G 無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	本特例措置を廃止
軽油引取税	軽油引取税の課税免除の特例措置（消防用船舶）	本特例措置の恒久化を要望

【ローカル 5 G 無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置】

- ローカル 5 G の活用用途が産業用・公共用に収れんしたこと、5 G 基地局の整備が予定よりも順調に進んでいること、技術革新により多様な通信手法が生まれていることなどもあり、本特例措置が対象としているローカル 5 G の利用は十分な広がりには欠け、直近の本特例措置も十分に活用されているとはいえない状況を踏まえ、本特例措置を廃止する。

【軽油引取税の課税免除の特例措置（消防用船舶）】

- 消防用船舶の活動には動力源となる軽油が欠かせないものであり、消防体制を確保するため、引き続き本特例措置が必要。また、消防はその施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としており、不確実性の高い各種災害等に対する不断の対応が求められている。近年、災害が激甚化・頻発化することにより、消防防災業務に係る経費が増大していることも踏まえ、持続的に消防力を維持・強化するため、本特例措置の恒久化を要望する。

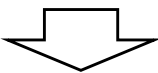
税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【文部科学省】

- 「公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置」の自己点検においては、対象となる固定資産税等の適用実績や減収額のほか、各能楽堂における施設整備の進展状況や公演活動の活性化状況等についての幅広い実態把握に努めた。
- 自己点検の結果として、例えば、施設整備については、本措置開始（平成20年度）以降、施設整備が進んでいることや、公演活動については、稼働日数が増え、観客数も増加傾向にあることを確認した。
- R9年度要望では、固定資産税等の適用実績を踏まえつつも、短期的な適用実績の有無のみによらず、国が指定する重要無形文化財の継承に不可欠な専用施設の更新促進、ひいては重要無形文化財の保存・継承に多大に寄与していることも踏まえ、本措置の恒久化を要望することとした。

- 自己点検の結果として、以下のことが確認された。
 - ・固定資産税・都市計画税の適用実績が着実に積み重なっており、当該税の負担軽減措置は公益法人の財務基盤の安定化に大きく寄与していること、
 - ・現在、全国の能楽堂の大部分が築40年以上を経過しており、今後10年前後で多くの施設において大規模改修の必要性や建替えの更新期が一気にピークを迎えると考えられ、更新需要の動向や公益法人の財務状況等を中長期的に注視し、制度を安定的に存続させることが不可欠であること、
 - ・施設更新は長期的かつ高額な投資を伴い、その実施可否は初期段階における費用見通し（予見可能性）に大きく左右されるが、本措置は特定事業への一時的・選別的な予算措置（補助金等）とは異なり、文化施設整備に係る制度的基盤そのものを安定させる点において、直接的な予算措置等では代替し得ない合理性と相当性を有すること、
 - ・本措置により、取得・保有段階の税負担に起因する不確実性が軽減されることで、大規模改修や建替えといった投資判断が可能となり、施設更新の停滞を防止する効果が期待されること
- このため、公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税に関する特例措置の恒久化を要望することとした。

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【農林水産省】

措置名	自己点検結果の概要	R9年度税制改正要望の概要
○ 軽油引取税の課税免除の特例措置（農業、林業・木材産業、漁業関係）（軽油引取税）	免税軽油使用者 1 経営体当たりの作付面積・生産量が増加するなど、経営安定化・規模拡大等に寄与しており、政策手段として有効に機能。	3 年延長
○ 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）	農地バンクを介した農地の売買による規模拡大を後押しする措置として、多くの担い手に活用され、担い手への農地集積率の向上に寄与していることから、政策手段として有効に機能。	2 年延長
○ 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設・機械等に係る課税標準の特例措置（不動産取得税・固定資産税）	施設等の共同利用により農業者等の不要なコストが削減されることから、農林漁業の生産性の向上など、経営改善に寄与する政策手段として有効に機能。	2 年延長

自己点検結果の税制改正要望への反映（具体例）	
【軽油引取税の課税免除の特例措置（農業関係）】 ○ 免税軽油使用者 1 経営体当たりの作付面積・生産量が直近10年間で増加 ○ 規模拡大・生産性向上に寄与していることから、政策手段として有効に機能していると評価 ○ 近年の円安や原油価格の上昇により、農業者への経費負担が増加しており、引き続き本措置を講じていく必要  R9年度税制改正において延長を要望	【農用地利用集積等促進計画関係】 ○ 適用件数は、令和 3 年度約1.5万件から令和 6 年度約1.6 万件へ増加し、適用面積も約0.9万haから約1.1万haへ拡大 ○ 農地集積率の向上に寄与していることから、政策手段として有効に機能していると評価 ○ 一方、食料・農業・農村基本計画のKPI達成に向けては、引き続き本措置を講じていく必要  R9年度税制改正において延長を要望

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【経済産業省】

- 令和 8 年度末に適用期限が到来する14措置について、これまでの活用実績や統計的手法による分析（例：差の差分分析など）により総合的に検証を行い、企業の設備投資等に一定の貢献をしてきたことを確認したところ。
- その上で、令和 9 年度税制改正要望では、自己点検結果も踏まえ、「強い経済」の実現、特に労働供給制約社会において経済の供給力を強化し、「稼ぐ力」と「賃上げ」の好循環を実現する観点から、抜本的に見直し・強化を行うとともに、電気・ガス供給業の収入金課税方式について他の事業と同様の課税方式への変更を要望する。

【反映状況の主な事例】

【施策名・概要】中小事業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置

中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、新規取得した償却資産に係る固定資産税について、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減。3.0%以上増加させる賃上げ方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減（令和 5 年度創設）。

【自己点検における効果分析結果】

	目標	達成状況
短期	給与支給額を、税制適用の直前期（令和 6 年度）と比較して、3.0%増加させる。	令和5年度に適用を受けた者で、賃上げを表明した者の66%が、前年度（令和 4 年度）比 +3.0%以上の賃上げを達成。短中長期の目標については今般新たに目標値を策定。
中期	労働生産性を、税制適用の直前期（令和 7 年度）と比較して、9.0%増加させる。	
長期	労働生産性を、税制適用の直前期（令和 7 年度）と比較して、15.0%増加させる。	

- 税制の適用者と非適用者を比較すると、賃上げの達成状況、労働生産性の向上率いずれも前者の方が高く、税制は一定効果があつたと分析できる。



【反映結果】

- 賃上げ水準の要件見直しを行った上で、赤字企業等も含めた中小企業における研究開発投資を後押しするために拡充を行う。

【施策名・概要】ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置

ガス供給業の法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、ガス事業者の法的な分社化に伴い、外部化したグループ会社間の取引のうち、ガスの安定供給の確保やガス料金の最大限の抑制のために必要となる取引に係る収入金額を控除する（令和 3 年度創設）。

【自己点検における効果分析結果】

	目標	達成状況
短期	分社化されたガス事業者の託送供給区域におけるガス供給力の確保	想定される最大ガス需要量を上回る供給力を確保している。
中期	各年度における、新規小売によるガス供給量のシェアの増加	
長期	全国におけるガスの供給力の確保、新規小売によるガス供給量のシェア	

- ガス事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガス事業者間の課税の公平性を確保し、ガスの安定供給への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に寄与している。



【反映結果】

- 収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ適用されている税制に起因する等の理由から、適用期限を延長する。
- 併せて、特例措置を設ける制度的要因となっている、電気・ガス供給業の収入金課税方式について、他の事業と同様の課税方式への変更を要望する。

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【国土交通省】

自己点検の取組

- 令和8年度末までに適用期限が到来する43件の租税特別措置等について自己点検を実施し、6月末に公表。
- 自己点検においては、いずれの項目においても一定の政策効果が認められたところ。

R9年度要望への反映

- 自己点検結果の公表後においても、経済社会動向や関係団体の要望等を踏まえて検討を行い、令和9年度の税制改正要望に反映。（適用期限が到来する43項目については、延長等を要望）

宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

- 本特例措置は、土地等の取得時のコスト軽減を通じて、土地取引件数や建設投資額の増加に寄与しており、住宅取得時の負担軽減、中小事業者等の企業の土地取得時のコスト軽減により、土地の流動化・有効利用のインセンティブとなっていることが認められた。引き続き、土地取引の活性化により、土地の有効活用等を図る必要があることから、現行の措置の延長を要望する。

鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）

- 本特例措置により、鉄道事業者におけるエレベーターやホームドアの整備計画の策定・整備の実施が進んでいることが確認できており、政策効果が認められ、引き続き、バリアフリー法の基本方針に基づく新たな目標（令和7年12月26日改定）の達成に向け、バリアフリー施設の整備を進めていく必要があることから、現行措置の継続を要望する。

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【環境省】

- 税負担軽減措置等の自己点検に当たっては、令和9年度税制改正で延長等の議論が想定される措置が対象とされているところ、環境省においては、「**廃棄物処理事業における軽油引取税の課税免除の特例措置**」の1件が該当。
- 点検の結果、**廃棄物最終処分場の安定的な事業の継続及び新たな最終処分場容量の確保に一定程度寄与することが見込まれることから、令和9年度税制改正要望に関連要望を盛り込んだ。**

自己点検結果（抜粋）

【措置の概要】

- **廃棄物処理事業における軽油引取税の課税免除の特例措置**：廃棄物処理事業を営む者が廃棄物最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源において、軽油引取税の課税を免除するもの。

【点検結果】

- 本特例措置により、最終処分に要する費用が一定程度抑えられることで、最終処分事業の予見性が高まり、その計画が立てられやすくなることで、最終処分場の容量の維持又は増加に一定程度寄与していることが認められた。このため、本特例措置の継続を検討することとした。

税負担軽減措置等（地方税）の自己点検結果の要求・要望への反映について【防衛省】

租税特別措置（地方税）の自己点検結果

●自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置

→極めて公益性の高い自衛隊の任務を確実に遂行するためには、自衛隊の船舶等を使用する軽油については引き続き免税措置とする必要。
加えて、**当該免税措置がこれまで果たしてきた役割や自衛隊の任務が将来にわたるものであることを踏まえれば、免税措置の恒久化が妥当。**

●A C S Aに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置

→A C S Aに基づく共同訓練等における協定締約国部隊間の協力活動の実施の円滑化のため、引き続き免税措置とする必要。
加えて、**A C S Aは国際条約であり、その恒久的措置に基づく物品（軽油）の提供は、将来にわたり想定されるものであるため、免税軽油の譲渡に係る免税措置の恒久化が妥当。**

●重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置

→我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対処の実効性を制度的に担保しておくため、引き続き免税措置とする必要。
加えて、**重要影響事態安全確保法等は時限のある法ではなく、それに基づく物品（軽油）の提供は、将来にわたり想定されるものであるため、免税軽油の譲渡に係る免税措置の恒久化が妥当。**

○円滑化協定に基づく豪州国防軍に対する課税免除の特例措置

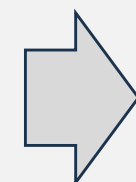
→日豪円滑化協定に基づく、共同訓練や災害救助等の両国部隊間の協力活動の実施の円滑化のため、引き続き免税措置とする必要。
加えて、**日豪円滑化協定は恒久的措置であり、日豪円滑化協定の下での協力活動は、将来にわたり想定されるものであるため、オーストラリア国防軍訪問部隊に対する課税免除措置についても恒久化が妥当。**

自己点検結果を踏まえた令和9年度税制改正要望

●自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置

●A C S Aに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置

●重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置

 **いずれも
恒久化を要望**

※ 日豪円滑化協定に基づく課税免除の特例措置は、日豪円滑化協定において課税免除の対象範囲が明確に規定されていることから、事務手続上の税制改正要望の提出は不要。